

川 看 専 発 第 3 4 号
令和6年10月 8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年9月29日執行の保健部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（看護専門学校）

看護専門学校の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

現存する備品と備品受払簿とを照合し、現存しない備品や故障などで使用できない備品は返納処理を行うなど、適正に備品を整理いたしました。

今後は、備品購入時に備品整理票を貼付するなど、川口市財産規則に則った適正な事務の執行及び管理に努めて参ります。

